第３章

飼料製造業者届

１．飼料製造の開始

飼料を製造しようとする者は飼料安全法第５０条第１項の規定に基づき、その事業を開始する２週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

製造業者が自社で製造した製品を販売する場合には、販売業者届は不要です。（製造業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要はあります。）

２．飼料製造業者届の記載方法

（１）届出年月日

・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

（２）届出の宛先

・農林水産大臣の氏名まで記載してください。

（３）氏名・住所

・届出書右上の届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。工場長、支店長等の代理人名での届出はできません。

（４）名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。

（５）飼料を製造する事業場の名称及び所在地

・製造する事業場の名称と所在地を記載してください。
法人名+工場名（例：○○飼料株式会社△△工場）

・工場名がついていない場合は、「本社工場」等の工場名を付けてください。

・事業場の規模が大きく、住所が複数の番地にまたがる場合、最も中枢となる番地を明記した上で、列記してください。

・法人名が異なる事業場名（例：A株式会社の届出において、事業場名がＢ株式会社△△工場）になることはありえません。例示の場合は、届出者はＢ株式会社となります（A株式会社がＢ株式会社に製造委託をする場合、製造業者は受託者であるＢ株式会社となります。）。A株式会社がＢ株式会社の△△工場を賃借する場合、A株式会社△△工場という事業場名となります。その場合は、当該賃貸借契約書の写しを添付してください。

・製造事業場が関税定率法第 13 条第１項に規定する税関長の承認を受けている場合は、当該承認の年月日も記載してください。

（６）販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

この項には、自社で製造した品目についての販売事業場及び保管施設を記載してください。

１）販売業務を行う事業場の所在地

ここでいう販売業務は「製品の所有権の他者への移動」を指します。すなわち、自ら

小売や卸売をしていない製造業者も、ここでいう販売業務は必ず行っていることになります。したがって、この項には届出業者の本店、支店、工場等の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。この項に製品を卸している相手先や小売業務等を委託している会社等の所在地は記載しないでください。

2）飼料を保管する施設の所在地

自社製造事業場は、製造して即出荷する体制でない限りは、保管施設として記載してください。

他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載してください。また、保管施設がない場合は、「該当なし」と記載してください。

（7）製造に係る飼料の種類

以下に従って記載してください。

1）公定規格の定められている飼料

昭和 51 年 7 月 24 日告示第 756 号（飼料の公定規格を定める等の件）の飼料の種類の項に掲げる名称を用いてください。

2）1）以外の飼料

①単体飼料

昭和 51 年 7 月 24 日告示第 756 号（飼料の公定規格）別表にある原材料表の名称を用いてください。また、同欄に該当しないものは原料の一般的な名称を用いてください。

②混合飼料

飼料の特性又は製法が明らかとなる名称を用いてください。

・例１　主な構成原材料を表すもの
　　動物性たんぱく質混合飼料、米ぬか油かす混合飼料

例２　多種の飼料添加物を含み、プレミックス的に使用されるもの
　　ビタミン・ミネラル混合飼料
　　鶏用ビタミン・生菌剤混合飼料（対象家畜等が限定されるもの）

例３　特定の家畜等の基礎飼料として大量に使用されるもの
　　牛用混合飼料

例４　特徴的な原材料が混合されていることを表すもの
　　甘草粉末混合飼料

例５　複数の原材料を発酵させたもの
　　米ぬか・とうふかす発酵飼料

③配合飼料

公定規格の定められている配合飼料の種類の名称に準じ、対象家畜等とその生育ステージが明らかになる名称を用いてください。

④輸出用又は試験研究用の飼料の名称

届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。

（8）飼料の製造開始年月日

飼料の製造を開始する年月日を記載してください。

（９）製造する飼料の原材料又は材料の種類

１）原材料又は材料の種類

記載する名称は（７）２）①と同様です。

・使用する全ての原材料を１つの表にまとめて記載し、飼料の種類毎あるいは銘柄毎に分ける必要はありません。ただし飼料添加物については別枠に記載してください。

・原材料に配合飼料、混合飼料又は複合製剤を使用している場合は、それに使用されている原料をすべて列記してください。（飼料添加物の賦形物質・安定製剤等は記載不要です。）

・飼料添加物として生菌剤が含まれるときは、飼料添加物の区分内に、菌種名に加え菌株名も記載してください。

（例：ﾊﾞﾁﾙｽ ｻﾌﾞﾁﾙｽ BN 株　又は ﾊﾞﾁﾙｽ ｻﾌﾞﾁﾙｽ〔その1〕）

・原料又は材料のうちに飼料添加物ではない生菌が含まれるときは、一般原材料の区分内に菌種名又は一般名を記載してください。

（例：ﾊﾞﾁﾙｽ ﾒｾﾝﾃﾘｶｽ　又は　糖化菌）

２）飼料の原材料としての使用に注意を要するもの

①家畜の疾病の診断、治療又は予防、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とするもの（医薬品）は、飼料に含まれないので、これらのものの製造に係る届出はできません。

②化学合成品は使用できません。

酢酸、クエン酸、乳酸、コハク酸、リンゴ酸等の有機酸については、醸造等生物由来であれば使用可能ですが、化学的操作を加えたものは使用できません。（醸造酢は使用可能ですが、試薬の氷酢酸は使用できません。）

③今までに飼料として使用経験のないもので、有効性及び安全性の確認ができていないもの（微生物を使って残飯等を発酵させたものは、該当する場合があります。）を飼料原材料として使用したい場合は、鶏ひな成長性試験等が必要となります。「日本標準飼料成分表」を参考にしてください。

（参　考）

・飼料の安全性評価基準の制定について

（昭和 63 年４月 12 日付 63 畜Ｂ第 617 号農水省畜産局長通達）

・養殖水産動物用飼料の安全性評価基準の制定について

（平成３年２月 13 日付２畜Ｂ第 2103 号農水省畜産局長及び水産庁長官通達）

④飼料添加物に指定されていない菌（酵母を含む）を使用する場合は、鶏ひなの成長試験等を実施するとともに、菌の種・属・株名を明らかにし、さらに菌が抗生物質産生菌株

でないこと、薬剤耐性菌株でないこと、遺伝子組み換え菌株でないことの確認が必要な場合があります。

⑤鉱物系原料については、重金属の含有状況を確認し、データを添付する必要があります。

⑥輸入飼料用酵母については、セレンを含むものがあり、鶏ひなの成長試験及び鶏卵の孵化試験等が必要となる場合があります。

⑦漢方薬関連

・植物由来のものについては、専ら医薬品として使用される成分本質に該当するもの由来である場合は使用できません。（例：オウゴン、トウキ等）

・医薬品的効能効果を示さない限り医薬品と判断しない成分本質に由来するものについては、安全性が不明なものでなければ、栄養に供する目的に限り使用可能です。（例：エンバク、オタネニンジン、キャッサバ等）

・部位によって医薬品であるかどうか異なる場合は、可能な限り使用部位を明らかにすることで、使用可能です。

・記載にあたっては、生薬名等の医薬品的効果を暗示する名称は使用せず、植物名を記載してください。（例：×サンヤク→〇ナガイモ）

（参　考）

・医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）の取扱いについて（厚生労働省のホームページ）

アドレス　http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuten/iyakuhin/index.html

（１０）飼料を製造する施設の概要

１）飼料の製造に係る主要施設の概要

・可能な限り製造事業場別に区分し、表形式にして記載してください。

・製造に用いる施設の形式、規模、能力、数量等を記載してください。

２）飼料の製造フロー

・製造工程がわかる、フローシートを参考として添付してください。

３　届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合は、第５０条第４項の規定により、変更が生じた日から１月以内に届け出る必要があります。

（1）飼料製造業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料製造業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

１　名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

２　飼料を製造する事業場の名称及び所在地

3　販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
4　製造に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
5　飼料の製造の開始年月日
6　製造する飼料の原料又は材料の種類（飼料添加物を添加する場合は、その他の原料と分けて記載する）
7　飼料を製造する施設の概要

（2）届出年月日

・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

（3）「さきに　年　月　日付けで～」の日付

・最初に製造業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

（4）変更した事項

1）代表者

・代表者を変更した場合は、新代表者と旧代表者がわかるように記載してください。なお、届出された代表者以外の役員等に変更があっても届出の必要はありません。

2）社名又は住所

・社名（法人の名称）を変更した場合は、新社名と旧社名がわかるように記載してください。

・合併、有限会社から株式会社への変更等で、以前に届け出た法人と法人格が異なった場合は、変更届ではなく、以前に届け出た法人は廃止届、新たな法人は新規届を提出してください。

・住所（主たる事務所の所在地）を変更した場合は、新住所と旧住所がわかるように記載してください。（市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届の対象です。）

・都道府県の範囲を越えて住所を変更した場合は、新住所の都道府県に届出書を提出し、収受印の押された届出書の写しを旧住所の都道府県に送付してください。

・住所等の変更の場合は、関連する事業場等の所在地の変更の有無についても十分確認のうえ、変更が必要な場合は記載もれのないようにしてください。

3）飼料を製造する事業場の名称及び所在地

・飼料を製造する事業場の追加・削除があった場合に、変更の前後が分かるように記載してください。

・市町村合併により住所の変更があった場合も届出の対象です。

・製造事業場の追加の場合は、製造施設の概要も記載してください。また、新しい製造事業場で今まで届出していた飼料等と違うものを製造する場合は、その追加もあわせて記載してください。

４）製造に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては,

その旨及びその名称)

・以前届出していた「製造に係る飼料の種類」の追加・削除がある場合は、変更の前後がわかるように記載してください。

５）飼料を製造する施設の概要

・飼料を製造する事業所の追加や製造する飼料の種類の追加により、それまで届け出ていた製造施設の概要又は製造工程が変更・追加になった場合は、その内容がわかるように記載してください。

・必要に応じて原材料、製造施設の概要又は製造フローシート等の資料を添付してください。

（５）変更した年月日

・（４）の１）～５）の各項目において、変更した年月日が同じでなければ項目毎に変更した年月日を記載してください。

（６）留意事項

・提出の期限を越えない範囲（変更が生じてから１月以内）に複数の変更が生じた場合は、まとめて１通の届出とすることができます。（品目の追加が１月間に数回ある場合や代表者変更と販売事業場の追加が同時にある場合等)

・変更事項が多い場合には、「変更した事項」に「別紙のとおり」と記載し、別のＡ４用紙にその内容を記載し添付してもかまいません。

４　事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料製造業者事業廃止届」を提出して下さい。

（１）届出年月日

・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載する。

（２）「さきに　年　月　日付けで～」の日付

・最初に製造（輸入又は販売）業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼 料 製 造 業 者 届（記 載 例）

令和○○年○○月○○日

大臣名まで記載して下さい

飼料製造の2週間前までに届出

農林水産大臣　○ ○ ○ ○　殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住　所　岡山県○○市○○町○○番地
氏　名　○ ○ ○ ○ 株式会社
代表取締役社長　○○　○○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項の規定により届け出ます。

記

1　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
○○○○株式会社　　代表取締役社長　○○○○
岡山県○○市○○町○○番地（←登記された住所）

2　飼料を製造する事業場の名称及び所在地

事 業 場 の 名 称	事 業 場 の 所 在 地
○○○○株式会社○○工場	○○県○○市○○町○○番地
○○工場	○○県○○市○○町○○番地

関税定率法第１３条１項に規定する税関長の承認を受けている場合は、その年月日も記載

3　販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
（1）販売業務を行う事業場の所在地
○○県○○市○○町○○番地（○○工場）
○○県○○市○○町○○番地（○○支店）
（2）飼料を保管する施設の所在地
○○県○○市○○町○○番地（○○工場）
○○県○○市○○町○○番地（○○倉庫）

4　製造に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）

種　類
幼すう育成用配合飼料
ほ乳期子豚育成用配合飼料

なお、輸出用又は試験研究用の飼料の種類及び名称は次のとおりです。
(輸出用)

飼 料 の 種 類	飼 料 の 名 称
ビタミン混合飼料	○○ＭＩＸ－ＮＯ．１

(試験研究用)

飼 料 の 種 類	飼 料 の 名 称
○○抽出物混合飼料	○○印ミックスB

5　飼料の製造の開始年月日

令和○○年○○月○○日

6　製造する飼料の原料又は材料の種類

原 料 又 は 材 料 の 種 類	
	飼 料 添 加 物 の 種 類
とうもろこし、マイロ、大豆油かす、米ぬか、ふすま、末粉、小麦粉、なたね油かす、魚粉・・・	○○マイシン、○○○マイシン、ビタミンA、ビタミンD_3、ビタミンK_3、ニコチン酸、ビタミンB_1、ビタミンB_2 ・・・

7　飼料の製造に係る主要施設の概要

主 要 施 設	数 量	規 模 、 能 力 等
サイロ	２基	○○型　コンクリート　○○㎥×２
粉砕機	１台	○○型　ハンマーミル　○ｔ／ｈ
計量器	１台	○○型　全自動積算式　○ｔ／ｈ
混合機	１台	○○型　ナウター式　○ｔ／ｈ
計量器	１台	○○型　パッカー式　○Ｂ／Ｓ／ｈ
包装機	１台	○○型　全自動包装機　○Ｂ／Ｓ／ｈ

(参　考)

飼料の製造フロー

別紙のとおり

参考として製造工程が分かるフローシートを添付してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼 料 製 造 業 者 届 出 事 項 変 更 届（記 載 例）

令和○○年○○月○○日

変更後1ヶ月以内に届出

農林水産大臣　○ ○ ○ ○　殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住　所　○○県○○市○○町○○番地
氏　名　○ ○ ○ ○　株式会社
代表取締役社長　○○　○○

最初に飼料製造業者として届け出た年月日

さきに○○○○年○○月○○日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第４項の規定により届け出ます。

記

1　変更した事項

（1）代表者

新）　○ ○ ○ ○
旧）　△ △ △ △

（2）社名又は住所

新）　○○○○株式会社　　岡山県○○市○○町○○番地
旧）　△△△△株式会社　　岡山県△△市△△町△△番地

市町村合併による場合でも変更届が必要です

（3）飼料を製造する事業場の追加又は削除

	製造する事業場の名称	製造する事業場の所在地
追加	○○○○株式会社○○工場	岡山県○○市○○町○○番地
削除	○○○○株式会社○○工場	岡山県○○郡○○町○○番地

（4）飼料を製造する事業場の名称及び所在地

新）　○○○○株式会社○○工場　　岡山県○○市○○町○○番地
旧）　△△△△株式会社△△工場　　岡山県△△市△△町△△番地

（5）飼料の種類の追加

肉用牛肥育用配合飼料

（6）製造する飼料の原料又は材料の種類の追加

原 料 又 は 材 料 の 種 類	
	飼料添加物の種類
とうもろこし、リン酸カルシウム、食塩、マイロ、大豆油かす・・	ビタミンＡ、エトキシキン、塩酸Ｌ－リジン、炭酸亜鉛・・・

2　変更した年月日

（1）　令和○○年○○月○○日
（2）　令和○○年○○月○○日

（1）～（6）の各項目毎に変更した年月日を記載して下さい。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼　料　製　造　業　者　事　業　廃　止　届（記　載　例）

令和○○年○○月○○日

事業廃止後1ヶ月以内に届出

農林水産大臣　　○　○　○　○　　殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住　所　○○県○○市○○町○○番地

氏　名　○　○　○　○　株式会社

代表取締役社長　○○　○○

最初に飼料製造業者として届け出た年月日

さきに○○○○年○○月○○日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項の規定により飼料製造業者の届出をしたが、○○○○年○○月○○日限りで事業を廃止したので、同条第４項の規定により届け出ます。